

松浦市監査委員公表第2号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月26日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

措置状況(令和3年度分)

指摘事項等	講じた措置
<p>(3) 契約事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 鷹島保育園園庭の一部及び駐車場の使用について、市と園との間で賃貸借契約が締結されていなかった。(子育て・こども課)</p>	<p>現在、市が土地の所有者と締結している賃貸借契約書の内容を踏まえ、これまで年度ごとに市が園と交わしていた土地の使用料に係る「覚書」に、令和4年度から「使用上の注意義務」「権利譲渡の禁止等」「疑義に係る協議」といった土地の管理に係る事項を加えることで、賃貸借契約としての内容の整備を図りました。</p>